

特定施設入居者生活介護事業所ケアハウス豊寿 利用料金表

令和7年2月1日現在

対象収入による階層区分		サービスの提供に要する費用	生活費	居住に要する費用	共同生活室光熱水費	要介護度	介護費用(30日分)	利用料合計(5~9月)	利用料合計(10~4月) ※暖房費加算8250円を含む
1	1,500,000 以下	10,000	44,500	36,000	6,000	要介護1	¥19,575	¥116,075	¥124,325
						要介護2	¥21,842	¥118,342	¥126,592
						要介護3	¥24,211	¥120,711	¥128,961
						要介護4	¥26,410	¥122,910	¥131,160
						要介護5	¥28,745	¥125,245	¥133,495
2	1,500,001 ~ 1,600,000	13,000	44,500	36,000	6,000	要介護1	¥19,575	¥119,075	¥127,325
						要介護2	¥21,842	¥121,342	¥129,592
						要介護3	¥24,211	¥123,711	¥131,961
						要介護4	¥26,410	¥125,910	¥134,160
						要介護5	¥28,745	¥128,245	¥136,495
3	1,600,001 ~ 1,700,000	16,000	44,500	36,000	6,000	要介護1	¥19,575	¥122,075	¥130,325
						要介護2	¥21,842	¥124,342	¥132,592
						要介護3	¥24,211	¥126,711	¥134,961
						要介護4	¥26,410	¥128,910	¥137,160
						要介護5	¥28,745	¥131,245	¥139,495
4	1,700,001 ~ 1,800,000	19,000	44,500	36,000	6,000	要介護1	¥19,575	¥125,075	¥133,325
						要介護2	¥21,842	¥127,342	¥135,592
						要介護3	¥24,211	¥129,711	¥137,961
						要介護4	¥26,410	¥131,910	¥140,160
						要介護5	¥28,745	¥134,245	¥142,495
5	1,800,001 ~ 1,900,000	22,000	44,500	36,000	6,000	要介護1	¥19,575	¥128,075	¥136,325
						要介護2	¥21,842	¥130,342	¥138,592
						要介護3	¥24,211	¥132,711	¥140,961
						要介護4	¥26,410	¥134,910	¥143,160
						要介護5	¥28,745	¥137,245	¥145,495
6	1,900,001 ~ 2,000,000	25,000	44,500	36,000	6,000	要介護1	¥19,575	¥131,075	¥139,325
						要介護2	¥21,842	¥133,342	¥141,592
						要介護3	¥24,211	¥135,711	¥143,961
						要介護4	¥26,410	¥137,910	¥146,160
						要介護5	¥28,745	¥140,245	¥148,495
7	2,000,001 ~ 2,100,000	30,000	44,500	36,000	6,000	要介護1	¥19,575	¥136,075	¥144,325
						要介護2	¥21,842	¥138,342	¥146,592
						要介護3	¥24,211	¥140,711	¥148,961
						要介護4	¥26,410	¥142,910	¥151,160
						要介護5	¥28,745	¥145,245	¥153,495
8	2,100,001 ~ 2,200,000	35,000	44,500	36,000	6,000	要介護1	¥19,575	¥141,075	¥149,325
						要介護2	¥21,842	¥143,342	¥151,592
						要介護3	¥24,211	¥145,711	¥153,961
						要介護4	¥26,410	¥147,910	¥156,160
						要介護5	¥28,745	¥150,245	¥158,495

特定施設入居者生活介護事業所ケアハウス豊寿 利用料金表

令和7年2月1日現在

対象収入による階層区分	サービスの提供に要する費用	生活費	居住に要する費用	共同生活室光熱水費	要介護度	介護費用(30日分)	利用料金合計(5~9月)	利用料金合計(10~4月) ※暖房費加算8250円を含む
9 2,200,001 ~ 2,300,000	全額(38,200)	44,500	36,000	6,000	要介護1	¥19,575	¥144,275	¥152,525
10 2,300,001 ~ 2,400,000								
11 2,400,001 ~ 2,500,000								
12 2,500,001 ~ 2,600,000					要介護2	¥21,842	¥146,542	¥154,792
13 2,600,001 ~ 2,700,000								
14 2,700,001 ~ 2,800,000								
15 2,800,001 ~ 2,900,000								
16 2,900,001 ~ 3,000,000								
17 3,000,001 ~ 3,100,000								
18 3,100,001 以上	要介護5	¥28,745	¥153,445	¥161,695				

・特定施設入居者生活介護の利用は、要介護1~5の認定を受けた方が対象となります。

※要介護度別の基本報酬

【要介護1(542円/日) 要介護2(609円/日) 要介護3(679円/日) 要介護4(744円/日) 要介護5(813円/日)】

・上記介護費用は、基本報酬と下記加算が含まれた金額となっています。

※加算関係

【夜間看護体制加算(Ⅱ):270円(9円/日)】

【サービス提供体制強化加算(Ⅰ):660円(22円/日)】

【協力医療機関連携加算(Ⅰ):100円/月】 ※主治医へ1ヵ月の生活状況を報告します。

【介護職員等処遇改善加算(Ⅰ):基本報酬+加算総額×128/1000(小数点以下切り捨て)

【高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ):10円/月・(Ⅱ):5円/月】

【生産性向上推進体制加算(Ⅱ):10円/月】

【科学的介護推進連携加算:40円/月】

【退去時情報提供加算:250円/回】 ※医療機関入院時に病院へ情報提供を行います。

【退院・退所時連携加算:30円/日】 ※初回入居から30日以内に限りです。

※減算関係

【身体拘束廃止等未実施減算:10%/日】

・「介護保険負担割合証」の負担額が2割または3割の方は、上記「介護費用」の金額が2倍または3倍となります。

・サービスの提供に要する費用につきましては、ご入居者の「対象収入」により金額が決定いたします。

・居室の電気料金は上記料金表には含まれておりません。電気料金につきましては、個別に電力会社との契約となり、メーターで計測し、基本料金・使用料をお支払い頂きます。

※この表における「対象収入」とは、前年の収入から租税、社会保険料、医療費、介護保険サービスにおける利用者負担分等の必要経費を控除した後の収入をいいます。

※本人からのサービスの提供に要する費用の徴収額(月額)は、上表により求められた額とします。但し、その額が当施設におけるサービスの提供に要する費用を超える時は、当施設のサービスの提供に要する費用(月額)を本人からのサービスの提供に要する費用徴収額(月額)とします。

なお、令和6年4月時点の当施設におけるサービスの提供に要する費用(月額)は37,900円です。

※ご夫婦で入居される場合は、ご夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれの対象収入とします。それぞれの対象収入額が150万円以下に該当する場合には、上記表のそれぞれのサービスの提供に要する費用から30%減額した額がそれぞれのサービスの提供に要する費用徴収額(月額)となります。

(上記表から算定すると、7,000円になります。)

※この料金表は、106号室、206号室、215号室、306号室、315号室以外の居室をご利用される場合に適用いたします。なお、上記居室をご利用される場合の居住に要する費用は39,000円となっております。

介護予防特定施設入居者生活介護事業所ケアハウス豊寿 利用料金表

令和7年2月1日現在

対象収入による階層区分		サービスの提供に要する費用	生活費	居住に要する費用	共同生活室光熱水費	要介護度	介護費用(30日)	利用料合計(5~9月)	利用料合計(10~4月) ※暖房費加算8250円を含む				
1	1,500,000 以下	10,000	44,500	36,000	6,000	要支援1	7122	103,622	111,872				
						要支援2	11521	108,021	116,271				
2	1,500,001 ~ 1,600,000	13,000	44,500	36,000	6,000	要支援1	7122	106,622	114,872				
						要支援2	11521	111,021	119,271				
3	1,600,001 ~ 1,700,000	16,000	44,500	36,000	6,000	要支援1	7122	109,622	117,872				
						要支援2	11521	114,021	122,271				
4	1,700,001 ~ 1,800,000	19,000	44,500	36,000	6,000	要支援1	7122	112,622	120,872				
						要支援2	11521	117,021	125,271				
5	1,800,001 ~ 1,900,000	22,000	44,500	36,000	6,000	要支援1	7122	115,622	123,872				
						要支援2	11521	120,021	128,271				
6	1,900,001 ~ 2,000,000	25,000	44,500	36,000	6,000	要支援1	7122	118,622	126,872				
						要支援2	11521	123,021	131,271				
7	2,000,001 ~ 2,100,000	30,000	44,500	36,000	6,000	要支援1	7122	123,622	131,872				
						要支援2	11521	128,021	136,271				
8	2,100,001 ~ 2,200,000	35,000	44,500	36,000	6,000	要支援1	7122	128,622	136,872				
						要支援2	11521	133,021	141,271				
9	2,200,001 ~ 2,300,000	全額(38,200)	44,500	36,000	6,000	要支援1	7122	131,822	140,072				
10	2,300,001 ~ 2,400,000												
11	2,400,001 ~ 2,500,000												
12	2,500,001 ~ 2,600,000												
13	2,600,001 ~ 2,700,000												
14	2,700,001 ~ 2,800,000												
15	2,800,001 ~ 2,900,000												
16	2,900,001 ~ 3,000,000									要支援2	11521	136,221	144,471
17	3,000,001 ~ 3,100,000												
18	3,100,001 以上												

介護予防特定施設入居者生活介護事業所ケアハウス豊寿 利用料金表

令和7年2月1日 現在

・介護予防特定施設入居者生活介護の利用は、要支援1～2の認定を受けた方が対象となります。

※要介護度別の基本報酬

【要支援1(183円/日) 要支援2(313円/日)】

・なお、上記介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービスには、以下の内容が加算・減算されます。

※加算関係

【協力医療機関連携加算(Ⅰ):100円/月】 ※毎月主治医へ生活状況等情報提供を行います。

【サービス提供体制強化加算(Ⅱ): 660円(22円/日)】

【介護職員等処遇改善加算(Ⅰ):基本報酬+加算総額×128/1000(小数点以下切り捨て)】

【高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ): 10円/月・(Ⅱ): 5円/月】

【生産性向上推進体制加算(Ⅱ): 10円/月】

【科学的介護推進体制加算 : 40円/月】

【退院・退所時連携加算 : 30円/日】 ※初回入居から30日以内に限りです。

【退去時情報提供加算(Ⅱ): 250円/回】 ※入院時、医療機関へ情報提供を行います。

※減算関係

【身体拘束廃止未実施減算: 10%/日】

・「介護保険負担割合証」の負担額が2割または3割の方は、上記「介護費用」の金額が2倍または3倍となります。

・サービスの提供に要する費用につきましては、ご入居者の「対象収入」により金額が決定いたします。

・居室の電気料金は上記料金表には含まれておりません。電気料金につきましては、個別に電力会社との契約となり、メーターで計測し、基本料金・使用料をお支払い頂きます。

※この表における「対象収入」とは、前年の収入から租税、社会保険料、医療費、介護保険サービスにおける利用者負担分等の必要経費を控除した後の収入をいいます。

※本人からのサービスの提供に要する費用の徴収額(月額)は、上表により求められた額とします。但し、その額が当施設におけるサービスの提供に要する費用を超える時は、当施設のサービスの提供に要する費用(月額)を本人からのサービスの提供に要する費用徴収額(月額)とします。

なお、令和4年4月時点の当施設におけるサービスの提供に要する費用(月額)は37,900円です。

※ご夫婦で入居される場合は、ご夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれの対象収入とします。それぞれの対象収入額が150万円以下に該当する場合には、上記表のそれぞれのサービスの提供に要する費用から30%減額した額がそれぞれのサービスの提供に要する費用徴収額となります。

(上記表から算定すると、7,000円になります。)

※この料金表は、106号室、206号室、215号室、306号室、315号室以外の居室をご利用される場合に

利用者の選定により提供するもの

区 分	利 用 料
・ 特別な食事	・ 要した費用の実費
・ 日常生活に要する費用で本人に負担いただくことが適当であるもの	・ 各行事参加費用 (実費又は一部実費) ・ 日常生活品の購入代金 ・ レクリエーション費用 ・ クラブ活動費用 ・ おむつ代 ・ インフルエンザ予防接種 ・ 居室電気代 ・ 居室専用電話代